



発 行 所
一般財団法人 経 済 産 業 調 査 会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

一平成28年（行ケ）第10047号、平成28年10月31日判決言渡一

(1) 原告は、平成19年3月22日、名称を「空気の電子化装置」とする考案（本件考案）につき、実用

--	--

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理) ◎米国パテントエージェント(登録) ○米国パテントエージェント(合格)
IPUSA PLLC 米国特許弁理士 **ハーマン・パリス** 米国特許弁理士 **有馬 佑輔** 米国特許弁理士 **ロナルド・スナイダー**
〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内 MY PLAZA (明治安田生命ビル) 16階
TEL 03(5223)6011(代表) FAX 03(5223)7121~2(国内部) 03(5223)7123~5(外国部) E-Mail: info@itohpat.co.jp URL <http://www.itohpat.co.jp>

新案登録出願をし (実願2007-2789号)、同年 6 月20日、設定登録 (実用新案登録第3133388号) を受けた (請求項の数 2。本件実用新案登録)。

(2) 被告は、平成26年 4 月28日、本件考案の請求項 1 及び 2 に係る考案について実用新案登録無効審判を請求した (無効2014-400004号)。

(3) 特許庁は、平成28年 1 月15日、「実用新案登録第3133388号の請求項に係る考案についての実用新案登録を無効とする。」との審決をし、その謄本は、同月25日、原告に送達された。

2 本件考案の要旨

【請求項 1】 (本件考案 1)

「高電圧を流した放電針から電子を発生させる放電管の先端に電磁コイルを巻きつけ、その中心部に空気を流し込むことで空気中の酸素分子を励起させることによって一重項酸素などの活性酸素種を生成させることができる空気の電子化装置。」

【請求項 2】 (本件考案 2)

「請求項 1 の構造において、電磁コイルから発生する熱を電磁コイルの筒 (ボビン) に流れる空気によって冷却するために、ボビンの材質を銅、アルミニウム、スズ、真鍮、亜鉛、チタンなどの熱伝導性がよく、磁気を帯びない非磁性体金属で作った空気の電子化装置。」

3 審決の理由の要旨

(1) 本件考案 1 について

ア 考案 (甲 1 考案) を、以下のように認定した。

「高電圧を流した針電極28から電子を発生させるイオン化室23の先端に『コイル18が巻かれたイオン回転室24』を設け、イオン化室23の中に酸素ガスを流し込むことで酸素分子を励起させることによって『 O_2^+ 、 $O_2(W)$ 、 $O(^1D)$ 、 O 、 $O_2(b^1\Sigma g^+)$ 、 O^- 、 $O_2(a^1\Delta g)$ 、 O_2^- 』を生成させてオゾンを生成することができる酸素ガスのオゾン発生装置」

イ 本件考案 1 の新規性

(ア) 一致点の認定

本件考案 1 と甲 1 考案とを対比して、一致点を以下の通り認定した。

「高電圧を流した放電針から電子を発生させる放電管の先端に電磁コイルを巻きつけ、その中に酸素含有ガスを流し込むことで酸素含有ガス中の酸素分子を励起させることによって一重項酸素などの活性酸素種を生成させることができる酸素含有ガスの電子化装置。」

(イ) 相違点の認定

本件考案 1 は、放電管の先端に電磁コイルを巻きつけ、「その中心部に」「空気」を流し込むことで「空気」中の酸素分子を励起させることによって一重項酸素などの活性酸素種を生成させることができる「空気」の電子化装置であるのに対して、甲 1 考案は、イオン化室23の先端に「コイル18が巻かれたイオン回転室24」を設け、イオン化室23の中に酸素ガスを流し込むことで酸素分子を励起させることによって「 O_2^+ 、 $O_2(W)$ 、 $O(^1D)$ 、 O 、 $O_2(b^1\Sigma g^+)$ 、 O^- 、 $O_2(a^1\Delta g)$ 、 O_2^- 」を生成させてオゾンを生成することができる酸素ガスのオゾン発生装置と認定した。

(ウ) 相違点の判断

前記 (イ) の相違点は、実質的な相違点であるとはいえないとして、実用新案法 3 条 1 項 3 号に該当し、実用新案登録を受けることができないと判断した。

ウ 本件考案 1 の進歩性

(ア) 相違点の判断

甲 1 考案の、「酸素ガス」を流し込むことで「酸素ガス」中の酸素分子を励起させることによって一重項酸素などの活性酸素種を生成させることができる「酸素ガス」の電子化装置について、「酸素ガス」を、これよりも酸素濃度が低い「空気」に代えたとき、「放電強度、回転電界強度